虐待を発見・発生した場合の対応（フローチャート）

虐待を発見・発生した場合の対応

※詳しくは別紙参照（虐待防止対応規程施行）

虐待を受けたと思われる利用者を発見した者
虐待を受けた本人

◎詳細の確認・緊急性の判断
◎虐待を受けた利用者の心身の状態の確認

虐待防止担当者（サービス管理責任者）

◎虐待防止管理者へ報告

管理者（施設長）
市町村・法人へ報告・届け出

◎虐待の情報収集や報告
◎受付・経過記録の作成
◎ご家族への謝罪・説明
◎虐待をした職員への聞き取り

虐待防止委員会
施設長・サービス管理責任者・虐待防止委員等

◎経過報告

◎状況等の報告・情報の共有
◎改善策の検討、発生理由の検証
原因の除去と再発防止策を作成
◎職員への周知

市町村・法人（理事会）

◎報告
◎改善結果状況報告

令和 4 年 10 月 21 日作成